

## こんな「回答」で逃げ切れる？わけない！

4月21日幹鉄事は新幹線地本業務部長との窓口対応で「申18号東京第一運輸所における組合掲示への介入についての団体交渉申し入れに対して開催する考えはない」と通告した。申し入れ内容はかべ新聞145号を参照され要約した回答内容を明らかにします。

- 1.組合掲示内容に介入したことは不当労働行為だ。団交を開催すること。  
(回答)団交事項に該当しない。事実関係を確認したが掲示内容に抗議や介入したとの**認識**はなく不当労働行為はなかったと考える。(第2項は省略)
- 3.組合員と分会長が苦情を提出したが会議を開催しないことは協約違反だ。  
(回答)事実関係を確認したが掲示内容に抗議や介入したとの**認識**はない。  
そのため協約等に適応せず、苦情会議は必要ないと判断した。

またしても、団交拒否を貫こうとしているがそうはいかない。この間の窓口回答には二点で大きな誤りがある。一つは前回の申16号でも幹鉄事は言っているが「**認識**はない」は回答にはならない！これまでの労働委員会の場でも「行為者が支配介入という**認識**がなくても不当労働行為とされる場合がある」と命令が下された事実がある。掲示内容への介入した言動があってもそれについて「**認識**はない」では団交拒否の理由とはならない。

二点目は幹鉄事が誠実に対応しないことだ。「事実関係を確認した・・・」というが、運転科長が当該組合員とどのような会話をしたのか、会話内容を明らかにしない限り団交を開催しない理由とはならない。この闘い長引きそうだぞ！